

仕 様 書

1 業務名

新型コロナウイルス感染症陽性者へのパルスオキシメーター配送等業務

2 業務概要

新型コロナウイルスにり患した者が、自宅でも健康状態や症状の変化を迅速に把握できるよう、血中酸素飽和度を簡易に測定できるパルスオキシメーターを管理及び対象者宅に配送する。

3 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

(配達を行うのは、令和3年12月以降を想定する。)

4 業務内容

(1) 提供物品の受入

パルスオキシメーター配送に要する、委託者からの提供物品について、受託者において保管場所を設け、適宜受け入れ管理する。

(2) パルスオキシメーターの配送

ア 委託者から1日ごと（概ね15時頃までに）に翌日の配達対象者リスト（別紙様式1）を電子メールで受信する。電子メール受信後に増減が生じる場合は、委託者及び受託者で協議の上対応を検討するものとする。

イ 下記の物品を、封筒に梱包する。

なお、下記の(エ)、(オ)及び(カ)は受託者が調達することとし、(ア)、(イ)、(ウ)及び返信に係る郵便切手は委託者が調達の上、受託者に提供する。

(ア) パルスオキシメーター1個

(イ) 乾電池2個

(ウ) 角2封筒

(エ) ポップクッション（上記(ア)及び(イ)を封入の上梱包）

(オ) 案内文及び取扱説明書（提供したデータをもとに受託者において

印刷する) 各 1 通

(カ) 返信用封筒 (返信先は、委託者において確保する場所とする)

ウ リスト受信日の翌日に対象宅へ配達を行う。郵便ポストに投函できない場合は、電話又はインターフォンにより呼び出しを行う。

配達に際しては以下の点に留意する。

- ・感染防止の観点から対象者とは直接対面しないこと。
- ・感染症り患者であることを考慮し、周囲へのプライバシーに十分配慮する。

※電話又はインターフォンにより呼び出しを行っても応答がない場合は持ち帰ることとし、速やかに委託者に報告する。

エ 配送終了後、都度、業務日報 (別紙様式 2) に実施内容を記載し、電子メールで委託者へ様式を送付する。

(3) 管理物品の在庫管理

委託者から提供したパルスオキシメーター等の提供物品は適正に保管管理すること。また、週に 1 度、資材報告書 (別紙様式 3) にて、在庫状況について、委託者に報告すること。

在庫量について不足が予期される場合は、受託者は 5 営業日前程度を目安に受託者の判断で委託者に連絡し、物品の追加提供依頼をすること。なお、資材報告書にて委託者において不足を予期した場合は、受託者に連絡のうえ委託者の判断で物品の追加提供を行うこともできるものとする。

(4) 提供物品の返却

委託者が提供したパルスオキシメーター等の管理物品について、委託者の指示する場所へ受託者が返却する。

日時等の詳細については、業務期間内に委託者と受託者で協議し決定するものとする。

5 想定数量

発送数 1 日あたり 59 セット (新型コロナウイルス感染状況による)

【参考】最大配送数/日 231 セット 最小配送数/日 0 セット

※ R3. 6. 11～R3. 11. 1 の実績より

6 業務報告及び契約金額の支払い

(1) 業務完了報告

各月の業務を完了したときは、翌月 10 日までに業務完了届（別紙様式 4）及び業務月報（別紙様式 5）を提出すること。各月の業務とは、配送日で判断するものとする。委託者は、受託者から請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払う。

業務月報は、配送終了後に都度送信した業務日報の内容と齟齬のないよう作成すること。

(2) 請求書及び契約金額の支払い

前項の届出後、委託者において業務完了検査を実施する。検査が合格した後、受託者からの請求書の提出を受けて当該月にかかる合計金額を支払うものとする。

7 その他

(1) 契約方法は、1 人分 1 セットあたりの単価による。

(2) 想定する業務時間は、9 時から 18 時までとする。

(3) 業務履行にあたって個人情報を取扱う際には、別添「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(4) 札幌市契約規則及び札幌市物品・役務契約事務等取扱要領等を遵守のうえ、業務履行すること。

(5) 委託者の責のない配送漏れ等があった場合は、受託者の責任において迅速に再配送等の対応を行うこと。

(6) 本業務の遂行にあたっては、委託者と連絡、連携を密にし、疑義が生じた場合には、委託者、受託者が協議をして、これを処理する。

8 担当課

札幌市保健福祉局保健所医療対策室

業務調整課（宿泊・自宅療養担当）TEL 624-7218、FAX 624-7981